

# 生活保護引き下げ違法

## 「専門家への諮詢怠つた」

熊本地裁判決

国が生活保護基準額を2013年から3年間にわたって引き下げたのは、生存権を保障する憲法25条に反するなどとして、熊本県内の生活保護受給者36人が熊本市などに減額決定の取り消しを求めた訴訟の判決が25日、熊本地裁であった。中辻雄一朗裁判長は、厚生労働相の判断過程に誤りがあったとして、引き下げ

生活保護法に反するとの認定。同市など自治体による減額決定を取り消した。

### ▼29面=原告の思い

判決は、物価の下落を反映して基準額を引き下げる「デフレ調整」などの決定過程について、専門家が議論する社会保障審議会の部会に厚労省がはからなかつたことなどを「専門的知見に基づく適切な分析や検討

を怠つた」と強く批判。生活保護基準の改定に関する厚労省の裁量権を逸脱・濫用したものと結論つけた。

同様の訴訟は全国29都道府県で起こされており、判決は熊本地裁で10件目。

同じく引き下げを違法とした21年2月の大坂地裁判決では、原油価格の高騰など特異な物価上昇があったことなど、「専門的知見に基づく適切な分析や検討

を反映させた点などを、合理性や専門的知見との整合性を欠くと指摘した。

一方、熊本地裁判決は、

こうした算定が、審議会部会などの検討を経ていないことについて、「外部の視

点に全くもれていないと全くなじむされていない以上、客観性や合理性が担保されているとはいがたい」と断じ、政策決定過程の問題にまで言及した。

生活保護基準額は、生存権に基づく「健康で文化的な最低限度の生活水準」を具現化したものだ。今後、厚労省と審議会の議論のあり方にも影響する可能性がある。(吉田啓、石川友恵)

5/26 7:11:12

## 苦しい生活「伝わった」

## 生活保護減額「違法」に80歳原告

専門家による分析や検討を経て、国が決めた生活保護の減額仕様法一。生活

「聞つてきてよかったです」と安堵の表情を浮かべた。

引き下げが始まつた。現在の生活保護受給額は月9万4千円で、家賃や光熱費、食費を含めるとひん々しく困らない。

25日、違法判決を出した。  
判決直後、原告が「勝訴」と書かれた紙を掲げると、原告団や支援者らからは大きな拍手がわきあがつた。

るをえなくなつた。赤字経営が続いていて貯金も少とんじなく、生活保護を申請しようと決めた。だが、店の常連には市職員が多く、「(受給者)恥ずかしい気持ちもあつた」と明かす。2015年から段階的な裁量で、町の基準にて生活費の使い方などについて厳しく追及される」ともあった。「恥も外聞も捨て、裏腹を話さなければ伝わりない」。食事は減らす



判決直後に「勝訴」と書かれた紙を掲げる原告の浅井勝也さん(左)と弁護士=25日午後、熊本地裁

裁量權逸脫示  
畫期的判決

専門家　立命館大・桜井啓太准教授（社会福祉学）の話 生

**専**門家の部会があるのに、必要な情報を伝えず、行政内部のみで検討を進めると「こう」とが実際に行われてきた。そうした閉鎖的で「ブラックボックス」のような手法が通用しないといふ判決であり、今後の生活保護行政にも大きな影響があるだね。

は、厚生労働大臣に強い裁量権が認められている。ただし、それはあくまで健康文化的な生活水準を維持できるか否か、専門的知見による適切な分析、検証をしたうえで、認められる裁量だ。その適切な検証を欠けば裁量権の逸脱になると、はつきり示した点で、画期的な判決だ。